

長浜北部都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
の変更案に関する公聴会における公述意見に対する県の考え方

公述申出期間：令和 6 年 10 月 18 日（金）～10 月 25 日（金）

公 聴 会：令和 6 年 11 月 2 日（土） 長浜市役所本庁舎 1 階多目的ルーム

番号	意見の要旨 (公表)	意見に対する県の考え方 (公表)
1	① ・人口減少、過疎地域指定が増加している中、この方針で持続的な生活が可能となるのか。 ・人口を増やし、高齢化をゆるやかに、街に、輝きをもどる計画にする必要があるのではないか。 ② ・少子高齢化が進む中で、敦賀市まで北陸新幹線が開通することを契機に、北部の観光振興や文化の保存継承の促進、人口増加を目指すべきではないか。 ・さらなる交通インフラの整備や敦賀港を活用した企業誘致の環境整備が必要ではないか。	① 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の「1. 都市計画の目標 1－2 都市づくりの基本理念 (3) 基本理念 「拠点連携型都市構造」のまちづくりの推進」において、「各拠点間や中心市街地を公共交通で結び、それらが有機的に連携した「拠点連携型都市構造」のまちづくりを目指す。」としており、人口減少社会等に対応した持続可能で質が高く、誰もが暮らしやすい安全・安心な活力のある県土の形成を目指す計画としています。 ② 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の「1. 都市計画の目標 1－2 都市づくりの基本理念 (2) 区域の課題 ①地理的特性を活かしたまちづくり」において、「鉄道では、JR 北陸本線の敦賀駅までの直流化によって交流人口の増加が期待される」を「令和 5 年度末には JR 北陸新幹線の金沢 - 敦賀駅間の開業により広域交通網が充実されるなどこれまで以上に広域交通の利便性が高まっている。」に修正し、地域的特性を活かした活力あるまちづくりを図ります。なお、個別地区に関する事など地域に密着した都市計画に関する事項については、市町村都市計画マスタープラン等において位置づけるものであることから、ご意見については長浜市と共有します。

③ ・具体的な整備方針の記載がなく、人口減少問題の解決策が見えてこない。 ・小谷城スマートインターチェンジの地域活性化につながる周辺整備についての、具体的な整備方針が不十分ではないか。 ④防災に関する方針について、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲（UPZ）や豪雨災害等を踏まえ、公共交通機関や道路網の整備の必要性を明確にする必要がある。 ⑤用途地域指定がない地域における特定用途制限地域・地区計画の決定等については、位置等を明確にして対策を行わないと、人口減少と高齢化によりまちづくりの持続性が低下するのではないか。 ⑥「工業用地」について、具体的な手法や場所については不明確である。 ・これまでの市の土地利用政策等で警鐘を鳴らしてきたが変化がなかった。この計画で滋賀北部の発展に寄与するのか。	③ 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、持続可能なまちづくりの観点および広域的観点から定めています。 なお、個別地区に関することなど地域に密着した都市計画に関する事項については、市町村都市計画マスタープラン等において位置づけるものであります。 ご意見については長浜市と共有します。 ④「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の「３．主要な都市計画の方針 ３－２ 都市施設の整備に関する方針（１）交通施設の整備の方針 ①基本方針」において、ご意見を踏まえ「山間部が多いことや、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲（UPZ）に一部含まれていることなどから、被災時を想定した道路ネットワークの強化を図る。」を追記します。 ⑤「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、都市計画区域の都市計画の目標や主要な都市計画の方針などを広域的観点から定めるものであり、個別地区に関することなど地域に密着した都市計画に関する事項については、市町村都市計画マスタープランにおいて位置づけるものであります。 なお、ご意見については長浜市と共有します。 ⑥「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、都市計画区域の都市計画の目標や主要な都市計画の方針などを広域的観点から定めるものであり、個別地区に関することなど地域に密着した都市計画に関する事項については、市町村都市計画マスタープランにおいて位置づけるものであります。 なお、ご意見については長浜市と共有します。
--	--

⑦広大な管理面積を持つ本市において、人口減少・少子高齢社会が進行する中で具体策もないまま、北部の活性化や持続可能なまちづくりが実現できるのか。 ⑧公聴会に関する都市計画の案の縦覧期間は1週間と短く、公述の時間が10分間である。他の府県では公述の時間を30分間としているところもあるが、しっかりとした公聴が可能なのか。	⑦「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、都市計画区域の都市計画の目標や主要な都市計画の方針などを広域的観点から定めるものであり、個別地区に関することなど地域に密着した都市計画に関する事項については、市町村都市計画マスタープラン等において位置づけるものであります。 なお、ご意見については長浜市と共有します。 ⑧本公聴会の開催については、県ホームページ、市町広報紙により、縦覧開始の約2週間前には広く周知を図っており、縦覧期間についても適切に設定しているものと考えます。 公述時間については、ご意見の主旨を簡潔に述べて頂き、公述人が複数名の場合でも円滑に運営できるよう、一人10分間が適切と考えております。
--	--